

出店規定

- (1) 出店資格を満たす名寄市内業者・団体であり、暴力団および暴力団関係者ではないこと。
- (2) その場で提供できる飲食品を含むこと。(物販のみの出店は受付しません)
- (3) 会場内では指定ブース以外での販売はできません。出店場所は主催者側で決定します。
- (4) 出店料のご入金は出店決定案内時に期日・金額・振込先をご提示いたしますので、期日までにご対応願います。
- (5) 主催者側で指示する開始時間、終了時間等を遵守してください。
- (6) 出店応募が多数だった場合など、会場の都合により、主催者側で出店者を選定させていただき、出店をお断りする場合がございます。
- (7) 出店者の駐車場は、北星信用金庫本店駐車場をご用意しますが、駐車台数に限りがあるため、利用は1店舗1台を原則とします。
- (8) 出店決定後に相当の事情がない限り出店を辞退することがないようにしてください。場合によっては違約金として出店料の支払いをお願いすることがあります。
- (9) 保健所の臨時営業許可申請等の必要な手続きについては、事前に出店者が自ら行うこと。
- (10) 調理、販売等ブースの運営は衛生管理基準に基づき、出店者が責任を持って行うこと。
- (11) 保健所の検品の必要があった場合は、無償で商品の提供をすること。
- (12) 販売で発生した、残飯及びゴミ等については必ず出店者自身でお持ち帰りください。
- (13) 出店にあたり必要な物品の用意については出店者が自ら行うこと。
- (14) 火気等を使用する場合は、業務用消火器を必ず用意すること。
- (15) ガスコンロ使用や揚げ物、炭火焼きを行う場合は、養生用のシート又は板を準備してください。アスファルト・備品等が破損し、修理が必要となる場合は実費弁償を請求する場合があります。
- (16) 緊急を要する場合や主催者が不適当と判断する行為等があった場合は出店、販売を中止していただく場合があります。また、これにより生じた損害について、主催者は一切の責任を負いません。
- (17) 出店者の行為により事故等が生じた場合は、出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (18) 現金の管理は各出店者でお願いいたします。事故等の責任について主催者は一切の責任を負いません。
- (19) イベントの様子を撮影した写真、動画等を主催者側のHP、SNS、広報物等に使用場合があります。
- (20) 出店申込を受領した時点で、本規定について誓約したものとします。